

「とやま伝統工芸産業応援サポーター」登録・活動支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、伝統工芸産業を支え継承を支援する機運の醸成を図るため、伝統工芸に関心のある個人を「とやま伝統工芸産業応援サポーター」（以下「サポーター」という。）として登録し、円滑な支援活動のために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の構成員

(1) 産地

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年第57号）第2条に基づく指定を受けた富山県内の伝統的工芸品及び富山県伝統工芸品指定要綱第4条第1項に基づく指定を受けた伝統工芸品の産地組合等

(2) サポーター

県内の伝統工芸に関心があり、上記「産地」の支援活動に参加する意思のある個人。

(3) 事務局

富山県商工労働部地域産業振興室伝統産業支援課

第3 事業内容

(1) サポーターによる産地支援活動

サポーターの活動内容は、産地より依頼のあった、伝統工芸産業の振興につながる活動とし、次に掲げるもの（個人や個社の営利のみを目的としたものを除く。）とする。

なお、活動は原則として、無償（交通費や食費含む）で行うものとする。

- ・ 伝統工芸品の製造や原材料生産に関わる作業（植付けや収穫作業など）
- ・ 伝統工芸関連イベントでの職人の補助（製作体験や実演など）
- ・ 伝統工芸品の SNS での魅力発信
- ・ その他、伝統工芸産業の振興につながる活動

(2) サポーターへの情報提供

サポーターに対し、産地から情報提供のあった伝統工芸に関する各種イベント情報等を定期的に配信する。

第4 サポーター登録

(1) 登録の対象

県内の伝統工芸に関心があり、産地の支援活動に参加する意思のある個人。（県内在住者に限らない。）

(2) 登録の手続き

登録を希望するときは、とやま伝統工芸産業応援サポーター公式 LINE に友達登録するものとする。

第5 産地支援活動実施までの流れ

(1) 「産地」

① 産地支援活動の募集

「とやま伝統工芸産業応援サポーター」の募集申込書を、事務局に提出する。その内容を受け、事務局が公式 LINE にて参加者を募集する。

② 参加者の決定

活動への参加は、サポーターの自主的な判断により決定するものとする。
なお、希望人数が必ず集まることは保証しない。

③ ボランティア活動の実施

当日の運営は、産地が主体となって実施するものとする。

(2) 「サポーター」

① 登録

とやま伝統工芸産業応援サポーター公式 LINE に友達登録する

② 産地支援活動参加の申込み

事務局は、産地より依頼のあった産地支援活動について、公式 LINE にて募集を行う。サポーターは、所定の方法により申し込むものとする。

③ 参加者の決定

参加決定したサポーターに対し、事務局より必要事項を連絡する。なお、必要に応じて、予め了承の上、産地にサポーターの情報を提供し、産地からサポーターへ直接連絡する場合がある。

④ 保険への加入手続き

事務局において、必要に応じてボランティア傷害保険の加入手続きを行う。

⑤ ボランティア活動の実施

参加決定したサポーターは、原則として、現地に集合して産地の活動に参加し、作業終了後は、現地解散するものとする。

第6 活動経費の負担

- ・「とやま伝統工芸産業応援サポーター」に登録し、支援活動に参加する者に対しては、必要に応じてボランティア傷害保険の加入を行う。保険の加入手続きは事務局が行い、事務局が保険料を負担する。
- ・無償の活動のため、日当等は支給されない。
- ・サポーターの交通費、食費、作業に必要な小道具等（帽子・軍手・長靴・雨具等）については、原則として、自己負担となる。

第7 個人情報の取扱い

登録した個人情報は、事務局が管理を行い、活動の案内等の連絡調整などに使用し、事業以外の目的では使用しないものとする。

附 則

この実施要領は、令和8年5月8日から施行する。